

令和 8 年 8 月 28 日
 子ども・子育て支援審議会資料
 児 童 部 す こ や か 親 子 室

第 4 期障がい児福祉計画について

1 概要

障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保のため、定めているものです。現在は、令和 6 年度～令和 8 年度の第 3 期計画期間中であり、主に障がい者（18 歳以上）対象の障害者総合支援法に基づく第 7 期障がい福祉計画と合わせ、「吹田市障がい者支援プラン」として、一体的に推進しています。

また、本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害福祉計画」として障がい者施策の基本的な考え方について「第 4 期吹田市障がい者計画」を定めており、令和 8 年度が計画期間終了年度であるため、これら 3 つの計画を統合し、「（仮称）障がい福祉推進計画 2027-2032」を一体的に策定することとしています。

なお、計画策定にあたっては、本市の附属機関である吹田市社会福祉審議会に諮問し、同審議会の障がい者施策推進専門分科会で調査審議いただいております、パブリックコメントを経て答申をいただく予定です。

「（仮称）障がい福祉推進計画 2027-2032」

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画		第 4 期(H28～)			第 5 期					
障がい者 支援プラン	障がい福祉計画	第 7 期			第 8 期			第 9 期		
	障がい児福祉計画	第 3 期			第 4 期			第 5 期		

2 計画の構成（案）

（1）施策の主な考え方

- ア 相談支援体制の充実
- イ 早期発見から支援につなぐ体制の充実
- ウ すべての子供の育ち・学びの機会の保障
- エ 児童発達支援センターを中心とした療育の充実
- オ ライフステージの移行期における切れ目のない支援体制の構築

（2）障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定めます。

3 経過及び今後の予定

令和 8 年	6 月	専門分科会（諮問）
〃	8 月	専門分科会
〃	12 月	パブリックコメント（～令和 9 年 1 月）
令和 9 年	2 月	専門分科会（答申）
〃	3 月	計画策定